

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会の項の次に次のように加える。

中町道の駅指定管理者 選定審査会	中町道の駅の指定管理者の指定に関する重要事項につ いての審査及び建議に関する事務
---------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。